

活用されています

製造業 社員の育成に 困っていませんか？

「新入社員に基礎技能を身につけさせたい」、「技能検定を取得して技術力をアピールしたい」など、ニーズに応じて最適な登録技能者を紹介します。

県の補助制度あり

裏面参照

しまねものづくり技術人材バンク(しまねものづくり応援隊)をご活用ください

- 自社工場内での若手社員育成に必要な技術指導者(外部講師)を登録し、情報提供しています。
- 登録技能者は主に企業の退職者で、熟練技能を有し、若年技術者の育成に意欲のある方々です。
- 特級・1級技能士、指導員免許などの資格保有者が多数在籍しています。

登録技能者活用の流れ

①技術人材バンクへ 問い合わせ

若年技術者の育成をお考えなら先ず電話ください!



新入社員を育成したい

②登録技能者紹介

相談内容をお聞きし、登録技能者を紹介します。



熟練技能者を紹介します

③登録技能者現地協議

自社工場内で、指導計画や謝金の額について打ち合わせします。



※補助金申請補助制度を活用する場合は、別途申請が必要となります。

④指導開始

自社工場内で計画に基づいて指導を行います。



検定合格を目指します!

しまねものづくり技術人材バンク 登録技能者活用相談シート

FAX(0852)22-3404
しまねものづくり技術人材バンク 錦織 あて

企業名			
所在地			
担当者		メール	
連絡先	TEL ()	—	FAX () —
相談内容	溶接・普通旋盤・数値制御旋盤・フライス盤・数値制御フライス盤、マシニングセンタ・機械保全・工場板金・機械製図・機械検査等		
育成の目的、社員の年齢・経験年数や課題、希望する指導方法、使用機械の型番など、なんでも記載してください。 登録技能者活用のアドバイスもできます。(対象に○)	※1 安全教育、カイゼンなどもご指導できます。 ※2 技術分野によっては技能者の登録がない場合がありますので、ご確認ください。 ※3 受け取り後、電話で内容を伺います。		
指導希望時期	年	月頃	

島根県「ものづくり企業人材育成支援補助金」

県内の製造業を営む中小企業が若手社員の育成のために「しまねものづくり技術人材バンク登録技能者」を活用した際に支払う謝金の一部を補助します。

- 年間5日以上を受入が対象となります。(R2年4月～翌年2月末までの受入)
- 派遣指導者に対する賃金および謝金について3分の2を補助します。
(但し、上限:10千円/時間かつ600千円/年)
- 指導開始日前までに申請が必要となります。
- 指導内容については、業務日報により記録していただく必要があります。
- 「しまねものづくり技術人材バンク登録技能者」以外の指導者を利用することも可能ですが、退職や再雇用期間が満了した熟練技能者であることや役員の3親等以内の親族は対象外など、条件がございます。

「しまねものづくり技術人材バンク」と県補助金を利用した場合のフロー



人材バンクの活用事例

(株)ゼンキンメタル 雲南市木次町 (精密板金加工、医療機器組立)

弊社の教育は、上司・先輩が生産活動の合間を縫って指導しますが、限られた時間では指導が不十分となっていました。社内で検討していた所、島根県の「しまねものづくり技術人材バンク事業」を知り、異業種から入社した新入社員に対し、19年1月半ばから3週間登録熟練技能者により1日5時間の溶接の実技・学科指導を受け、短時間で実践的な作業が出来るようになり、4月には溶接免許を取得しました。

2年目(R1)は9月から10月にかけて、中堅および新規配属社員7人に対し、曲げ加工教育について制度活用しました。目標は、技能検定試験の機械板金2級取得に挑戦する事とし、現在は結果を待つ状態ですが、受講した社員のモチベーションアップもさることながら、初心に戻って作業に取組など、生産性、品質向上にも寄与しており非常に有意義であったと判断しています。

3年目(R2)は高校を卒業したばかりの5名のメンバーを新たに迎え、指導講師の下で社外にて3ヶ月間5Sを始めとした実践教育を実施する予定です。

人材育成即ち、各種教育は新入または新規配属社員の早期戦力化、離職防止といった面で非常に大きな効果を発揮すると期待しています。

今後も、現場からの期待は大きく、他の職種、職場にも実施していきたいと思っています。



登録技能者の一覧はホームページでご覧いただけます。

島根県職業能力開発協会 人材バンク 検索



【ものづくり技術バンクに関する問合せ先】

しまねものづくり技術人材バンク 担当: 錦織
松江市西嫁島1丁目4番地5号SPビル2階 島根県職業能力開発協会内
TEL(0852)26-9331 FAX(0852)22-3404

【補助金に関する問合せ先】

島根県雇用政策課
松江市殿町1番地
TEL(0852)22-5304